

「ピンクシャツデー2021 in 神奈川」協賛金等取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、「ピンクシャツデー2021 神奈川推進委員会」（以下「推進委員会」という。）が受ける協賛の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「協賛金等」とは、推進委員会が行う「ピンクシャツデー2021 in 神奈川」の運営支援のため、企業、団体又は個人（以下「企業等」という。）から提供される

支援金（以下「協賛金」という。）及び物品等（以下「協賛物品等」という。）をいう。

(協賛特典)

第3条 協賛を行った企業等（以下「協賛者」という。）の特典を次の各号のとおりとする。

(1) 「ピンクシャツデー2021 in 神奈川」の特設サイト、取組みプログラム等に協賛者の名称を一覧形式で掲載することができる。

(2) 「ピンクシャツデー2021 in 神奈川」の取組み会場において、協賛者を紹介することができる。

2 前項に規定する協賛特典以外に、必要に応じ、協賛特典を追加することがある。

(協賛の募集)

第4条 協賛の募集は、公募及び推進委員等の訪問により行う。

2 前項の募集に当たっては、認定特定非営利活動法人神奈川子ども未来ファンド（以下「神奈川子ども未来ファンド」という。）への寄付となること及び税制上の優遇措置が適用されることを明示する。

3 第1項の公募は、「ピンクシャツデー2021 in 神奈川」のチラシ等への協賛申込書の掲載のほか、神奈川子ども未来ファンドのホームページにインターネットを通じたクレジット決済のサイトを開設すること等により行う。

(協賛の申込)

第5条 「ピンクシャツデー2021 in 神奈川」の趣旨に賛同した企業等が協賛を申し込む場合は、協賛申込書を代表推進委員に提出するものとする。

(協賛の承諾等)

第6条 代表推進委員は、前条の申込みを承諾する場合は、その旨を申込者に通知するものとする。

- 2 代表推進委員は、前項の承諾の決定に際し、申込者から、協賛を行う条件として、推進委員会の負担に関わる条件が付されている場合には、推進委員会の承認を得なければならない。
- 3 代表推進委員は、前項に該当する場合において、推進委員会の承認を得られなかった場合、又は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、協賛の申し出を辞退し、その旨を申込者に通知するものとする。
 - (1) 法令に違反する場合又はその恐れがある場合
 - (2) 申込者が公の秩序又は善良の風俗を害する企業等又はその恐れのある企業等の場合
 - (3) 協賛を受けることにより推進委員会の業務遂行に支障の生じる恐れがある場合、その他協賛がピンクシャツデー2021 神奈川推進委員会規約に定める目的の達成に資するものではないと判断される場合
- 4 協賛の承諾後、協賛者が前項各号のいずれかに該当するに至った場合又は前項各号のいずれかに該当することが判明した場合は、承諾を取り消すものとし、協賛者に対し、その旨を通知する。
- 5 前項の取消しを行った場合、納付済みの協賛金等は返還しない。

(協賛金の納付)

- 第7条 代表推進委員は、協賛金の申込みを承諾したときは、振込口座（神奈川子ども未来ファンドピンクシャツデー口）及び金額を明示した請求書を企業等に送付するものとする。
- 2 代表推進委員は、協賛金を受領したときは、協賛者に神奈川子ども未来ファンド発行の受領書及び寄附金受領証明書を交付し、礼状を送付するものとする。ただし、口座振込による入金の際の受領書については、協賛者から発行の申し出があった場合を除き、協賛者の手元に残る口座振込の控えをもってその発行に代えることができる。
 - 3 協賛金を現金で受領する場合の受領書の交付は、受領の際に行わなければならない。
 - 4 推進委員等が協賛を個別に直接働きかけた企業等で、前条第2項及び第3項の規定に該当しないことが明らかであり、かつ、現金で納付する場合は、協賛申出者の希望により第6条第1項の協賛承諾の通知及び本条第1項の請求書の送付を省略することができる。
 - 5 前項の処理をしたときは、受領書の控えにその旨の記録を残すものとする。

(クレジット決済の取扱い)

- 第8条 第4条第2項のインターネットを通じたクレジット決済については、前3条の手続きに準拠したものとして取り扱うこととし、礼状の送付のほかは、インターネット上の手続きをもって完了するものとする。

(協賛金等の使途)

- 第9条 協賛金はすべてピンクシャツデー2021 神奈川推進委員会規約第2条に掲げる事項に要する経費に充て、その他の目的には使用しない。ただし、事業終了後に残が生じた場合の

取扱いについては、ピンクシャツデー2021 神奈川推進委員会規約第7条第2項の定めるところによる。

- 2 協賛物品等についても同様とする。ただし、事業終了後、残余の協賛物品等がある場合は、協賛者の了解を得て、子ども達のための他の取組みに使用することができるものとする。

(協賛の取下げ)

第10条 協賛者は自己の都合により、代表推進委員に申し出て協賛を取り下げることができる。

- 2 前項の規定により協賛を取り下げた場合、納付済みの協賛金等は返還しない。

(協賛金等の返還)

第11条 協賛者の責めに帰さない理由により協賛を取り消したときは、納付済みの協賛金等を当該協賛者に返還する。

- 2 前項の規定により返還する協賛金には利子を付さない。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、協賛金等の取扱いに関し必要な事項は、代表推進委員が別に定めることができる。

附則

この規程は、令和2年11月2日から施行する。